

学校法人滋賀学園 役員報酬規程

制定	平成元年 4月 1日
改定	平成 3年 4月 1日
改定	平成 5年 4月 1日
改定	平成 6年 4月 1日
改定	平成 8年 4月 1日
改定	平成 9年 3月29日
改定	平成28年 2月20日
改定	令和元年11月30日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人滋賀学園寄附行為第5条及び第24条に定める法人の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)並びに評議員の報酬(以下、「役員報酬」という。)及び手当の支給に関する必要事項を定めることを目的とする。

(役員報酬等)

第2条 役員報酬は、常勤役員に支給する。ただし、本学園の職員として、別途、給与等の支給を受けている者には、支給しない。

2 常勤しない役員(以下、「非常勤役員」という。)並びに評議員には、その都度、日当及び実費弁償を行う。ただし、理事会が特定する非常勤理事には、報酬を支給することがある。

(役員報酬の内容等)

第3条 前条第1項に定める役員報酬は、給料(本俸)及び特別手当とする。

(給料<本俸>)

第4条 常勤役員の給料(本俸)月額は、次のとおりとする。

理事長 1,040,000円

理事 110,000円

(特別手当)

第5条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下、これらの日を「基準日」という。)に、在職する常勤役員に、基準日から起算して、15日を超えない範囲で、理事長が定める日に支給する。これらの基準日前、1月以内に、退職または死亡した常勤役員に関しても同様とする。

2 特別手当の額は、理事長が理事会及び評議員会に諮って定める。

(非常勤役員等の手当)

第6条 非常勤役員及び評議員の日当は、7,000円とする。ただし、会議時間及び形態等によって、変更することができる。

2 理事会が特定する非常勤理事の報酬は、給料(本俸)月額50,000円とする。

3 会議等の出席に要した経費は、実費を弁償する。

(月の中途中で就任または退任した場合の報酬)

第7条 月の初日以外の日に、新たに就任した役員並びに月の末日以外の日に、退任した役員の報酬は、休日を除いた日数の日割り計算で支給する。ただし、死亡の場合は、当該月分の全額を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(その他)

第10条 理事会は必要がある場合、この規程の運用に関する細則を制定することができる。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。